

ごみ袋が変わります



2027年3月からごみ袋のルールが変わります。
 「もやすごみ」は明石市指定のごみ袋に入れて出して
 ください。(出し方は5ページ参照)



「もやすごみ」明石市単純指定ごみ袋

ごみの名称変更

燃やせるごみ



燃やせないごみ



資源ごみ



もやすごみ

もえないごみ

缶・びん・ペットボトル

※「もえないごみ」「缶・びん・ペットボトル」についても、ごみ袋が変わります。下記の表を確認してください。

ごみ袋のルール変更

	現行 (2026. 8. 31 まで)	移行期間 (2026. 9. 1 ~ 2027. 2. 28 まで) ※①	本格導入 (2027. 3. 1 以降) ※②
もやすごみ (燃やせるごみ)	既製品 無色透明 45L	既製品 無色(半)透明 15~45L ブルー系 45L 市の指定袋 15L・30L・45L	注意 ブルー系のごみ袋は使えなくなります 市の指定袋 15L・30L・45L
缶・びん ペットボトル (資源ごみ)	ブルー系 45L	既製品 無色(半)透明 15~45L ブルー系 45L	既製品 無色(半)透明 15~45L
もえないごみ (燃やせないごみ)	既製品 無色透明 45L	既製品 無色(半)透明 15~45L	既製品 無色(半)透明 15~45L

※①移行期間中は、現行のごみ袋(中の見える透明またはブルー系45Lのポリ袋)でも出すことができます。

※②本格導入後、決められたごみ袋以外で出されたごみは回収されません。ブルー系のごみ袋は使えなくなりますのでご注意ください。
 指定ごみ袋についてのお問い合わせは、資源循環課(☎078-918-5794)までご連絡ください。